

熊本市記念館「熊本藩川尻米蔵」ロゴマークの使用に関する要綱

制定 令和6年1月24日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市記念館「熊本藩川尻米蔵」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定めることにより、記念館の周知及び有効活用を図り、更に地域振興に寄与することを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの基本は、別図のとおりとする。

2 ロゴマークの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）は、全て熊本市に帰属する。

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法人（会社等）又は団体（以下「法人等」という。）

(2) 個人

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に掲げる法人等（法人等の代表者及びその役員を含む）及び前項第2号に掲げる個人が、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合は申請を認めない。

3 第1項の規定により、ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する申請書及び書類の提出を省略することができる。

(1) 市の機関が使用するとき。

(2) 国若しくは地方公共団体が業務の目的で使用するとき。

(3) 市が後援し、又は共催する事業で使用するとき。

(4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(5) 第1項第2号に該当する個人が著作権法第30条に規定する私的使用（以下「私的使用」という。）の範囲内で使用するとき。

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(使用承認の条件)

第4条 ロゴマークの使用の目的及び使用方法が、次の各号のいずれにも該当しない場合にロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 熊本市若しくは熊本藩川尻米蔵の文化財的価値を傷つけ、又は正しい文化財としての理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用するおそれがある場合
- (4) ロゴマーク自体を自己の商品として独占的に使用するおそれがある場合
- (5) 営利目的として使用されるおそれがある場合。ただし、市長が第1条の趣旨に沿うものとして認めた場合を除く。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認める場合

(使用承認)

第5条 市長は、第3条第3項の規定により申請書及び書類の提出があったときは、第4条の規定によりその内容について審査し、相当と認める場合は、使用承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付することができるものとする。

(使用不承認)

第6条 第4条の規定に抵触するもしくは抵触するおそれがあるときで、ロゴマークの使用を承認しない場合は、使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料及び手数料)

第7条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定により、ロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、第5条第2項に規定する条件及び次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ロゴマークの使用に際しては、熊本市記念館「熊本藩川尻米蔵」ロゴマークマニュアルを遵守すること。
- (2) 申請に基づき承認された用途以外には使用しないこと。
- (3) 商標法(昭和34年法律第127号)第5条の規定に基づく商標登録出願を行わないこと。
- (4) 商品広告、販売等をする際は、ロゴマークが商品そのものの意匠であるとの誤解、熊本市が委託して販売(価格、販売方法、商品への使用方法等)していると誤解等を与えないこと。

また、年度ごとに、使用商品等販売状況報告書(様式第4号)を作成し、当該期間の翌月末日までに市長へ提出すること。

- (5) 使用開始に先立ち完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) 使用に際しては、熊本藩川尻米蔵の文化財的価値を損なうことがないよう、十分配慮すること。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

- (1) 法令その他この要綱に基づく規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、使用承認取消通知書(様式第5号)により使用者に通知するとともに、使用を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取り消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、文化市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月24日から施行する。

別図

基本形



くまもと はんかわしり こめぐら
熊本藩川尻米蔵
Kumamoto Domain Kawashiri Komegura



様式第1号（第3条関係）

年 月 日

使用承認申請書

熊本市長（宛）

申請者 郵便番号
住 所
名 称
代 表 者
連 絡 先

熊本藩川尻米蔵ロゴマークを使用したいので、熊本藩川尻米蔵ロゴマークの使用等に関する要綱の規定を了承のうえ、下記のとおり申請します。なお、（申請者）（申請者の代表者及びその役員を含む。※個人が申請者の場合は除く）は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号に規定するものではないことを誓約し、市が必要な場合は、警察機関へ照会することを承諾します。

記

申請区分		☐ 新規 ☐ 継続（前回承認番号 年第 号）	
使用目的			
使用方法・内容		※製作物がある場合は数量を記載	
使用希望期間			
連絡先	住所又は 所在地		☐ 申請者に同じ
	担当者名 （部署、役職）		
	電話番号		
	E-mail		

（添付書類）

申請者の概要がわかる資料及び役員名簿等（個人を除く）

使用または制作物の概要が分かる見本・資料

営利目的の場合は販売価格及び製造原価（仕入原価）及び収支予算書

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

使用承認書

申請者 様

熊本市長

年 月 日付けで申請のあった熊本藩川尻米蔵ロゴマークの使用は、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

承認番号	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 承認条件

- ・上記、承認内容の範囲内でのみ使用すること。
- ・熊本藩川尻米蔵ロゴマークの使用等に関する要綱の規定を遵守すること。
- ・使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ・ロゴマークについて意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定又は登録しないこと。

様式第3号（第7条様式）

年 月 日

使用不承認通知書

申請者 様

熊本市長

年 月 日付けで申請のあった熊本藩川尻米蔵ロゴマークの使用は、下記のとおり不承認としたので通知します。

1 不承認の理由

様式第4号（第10条関係）

使用商品等販売状況報告書

承認番号 第 号
 使用者（名称・代表者名）
 担当者氏名・電話番号

商品の品種・種類	商 品 名	販 売 期 間	販 売 総 額	内 訳 (単価及び販売数量)	販 路	備 考
		年 月 日 ～ 年 月 日	円		☐ 自店 ☐ 百貨店 ☐ スーパー ☐ コンビニ ☐ 専門店・量販店 ☐ その他()	
		年 月 日 ～ 年 月 日	円		☐ 自店 ☐ 百貨店 ☐ スーパー ☐ コンビニ ☐ 専門店・量販店 ☐ その他()	
		年 月 日 ～ 年 月 日	円		☐ 自店 ☐ 百貨店 ☐ スーパー ☐ コンビニ ☐ 専門店・量販店 ☐ その他()	

年度途中に承認された場合は承認日から3月まで、継続の場合は4月から3月までの状況について、翌月末日（4月30日）までに提出すること。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

使用承認取消通知書

申請者 様

熊本市長

年 月 日付けで承認した熊本藩川尻米蔵ロゴマークの使用は、下記のとおり
使用承認を取り消しましたので通知します。

承認番号	
使用承認取り消しの理由	